



最高裁秘書第3873号

平成28年12月5日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成28年度（最情）諮問第21号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）



平成28年12月2日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦

理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成28年12月2日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、民間企業に対して高度の安全配慮義務を要求している裁判所であれば当然、司法研修所民事裁判上席教官の急逝が公務災害に該当する可能性があるかどうかについて詳細な調査報告書を作成しているはずである旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

花村良一裁判官の、平成28年9月1日から同月29日までの出勤状況が分かる文書

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成28年11月4日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 本件申出に係る「出勤状況が分かる文書」は作成しておらず、又は取得していない。

なお、裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員については、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の適用を受け、さらに裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の法令に基づき、勤務時間を管理するために作成する記録である「出勤簿」が作成されているが、裁判官については、その職務の性質上、勤務時間の定めがなく、上記の法令等の適用を受けないことから、「出勤簿」は作成されておらず、「出勤状況が分かる文書」を作成する必要もない。

イ よって、申出に係る文書を不開示とした原判断は相当である。